

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	京都府
3. 市区町村名	久御山町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.kumiyama.lg.jp/soshiki_view.php?so_cd1=1&so_cd2=2&so_cd3

執行機関名 久御山町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)による受給資格認定に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		久御山町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例 別表第1 第3の項 久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)による受給資格認定に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)並びに一人親家庭(母子家庭及び父子家庭をいう。以下同じ。)の児童及びその親の健康の保持及び福祉の向上を図るため、医療費を支給することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号) 久御山町福祉医療費の支給に関する条例施行規則(昭和50年久御山町規則第9号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)第4条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号(これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準要する場合を含む。)の給付金の算定に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	福祉医療費の支給の受給資格認定の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 3 号	久御山町福祉医療費の支給に関する条例(昭和50年久御山町条例第22号)第2条第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報	当該申請者若しくは当該申請者が扶養する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童又は申請者の親であってその世帯の主たる生計維持者に係る市町村民税に関する情報

特定個人情報2

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		